

(7) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-8表に定める方法によること。(第4-10図参照)

第4-8表

区分	算定方法
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取り扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者(以下この項において「要保護者」という。)を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数

ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行なうことができる。

ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分(以下この項において「リハビリ室等」という。)については、その室の最大の数とすること。

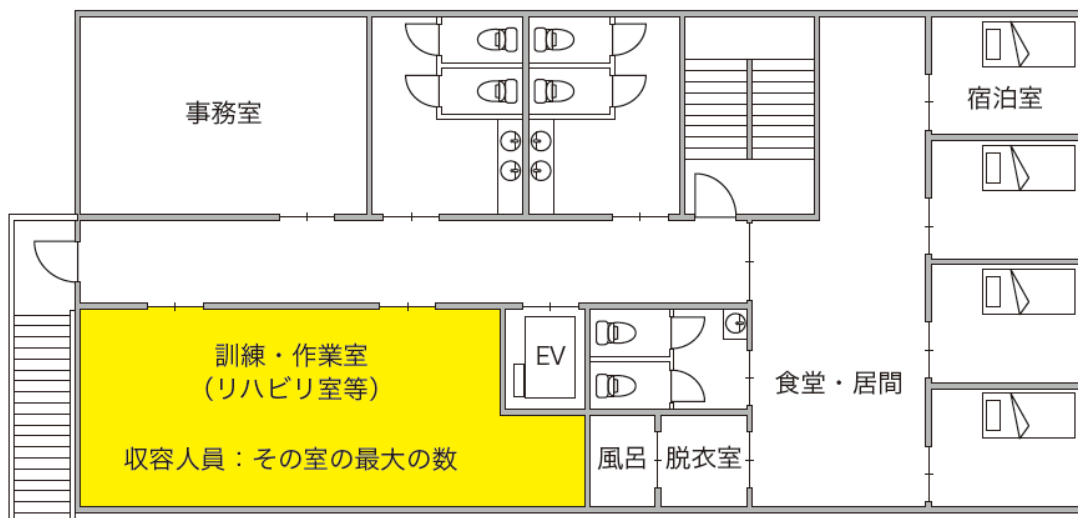
この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。(第4-9図参照)

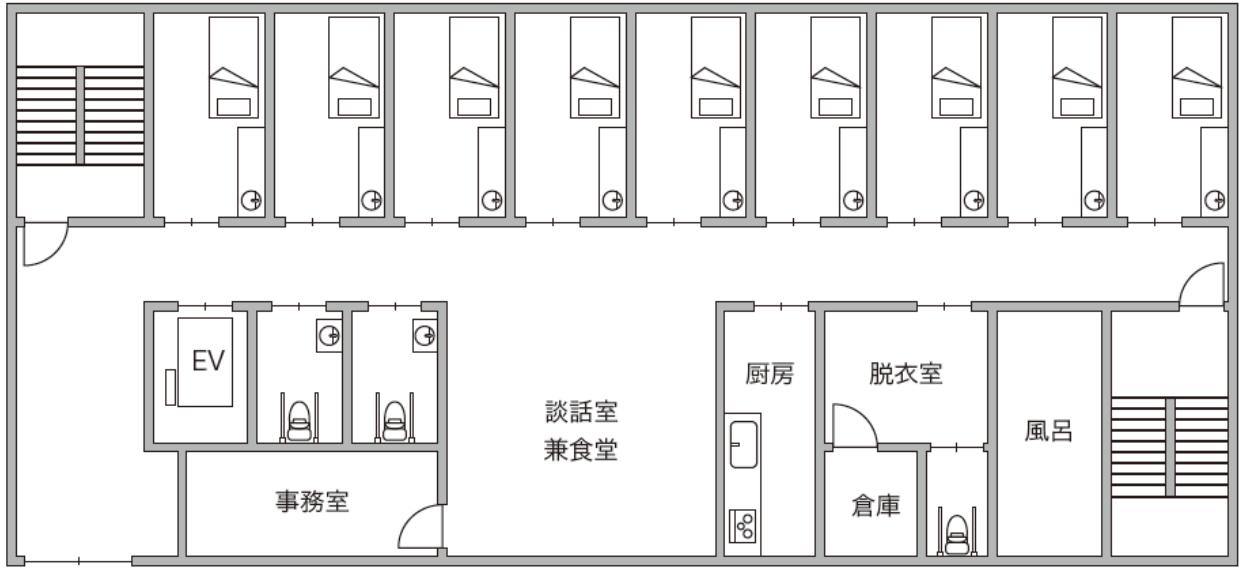
ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数+宿泊室に宿泊する要保護者の数

第4-9図

(認知症高齢者グループホームの算定方法例)

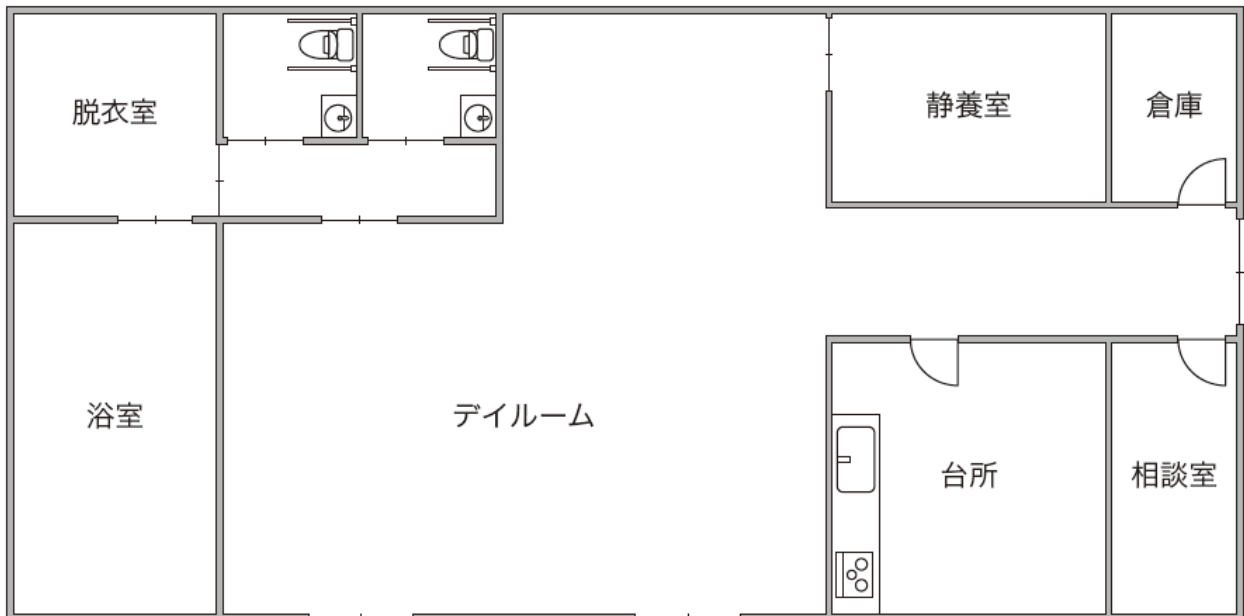


○従業者の数：3人

○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

(老人デイサービスの算定方法例)



○従業者の数：3人

○要保護者の数：15人

階収容人員：18人

(8) 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-9表に定める方法によること。(第4-11図参照)

第4-9表

区分	算定方法
(6) 項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒(以下この項において「児童等」という。)の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分(以下この項において「遊戯室等」という。)については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

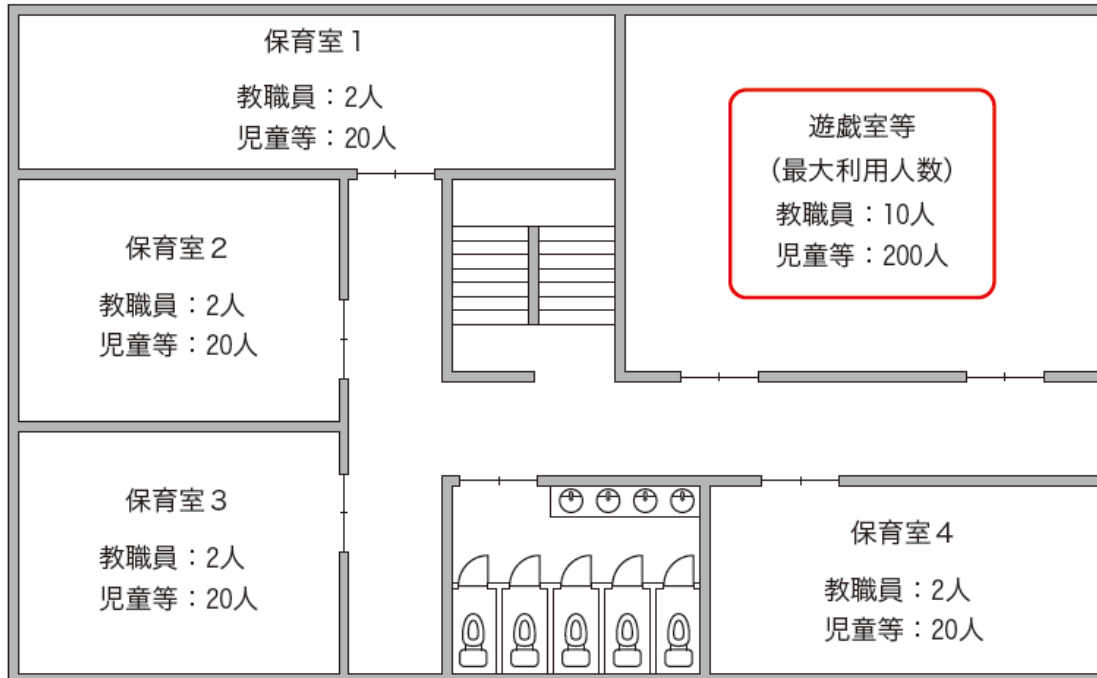
(7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(幼稚園の算定方法例)



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。